



福島県内の児童養護施設の現況

内部・外部被曝低減・予防のための活動とご協力をお願い

♥児童養護施設の子どもたち

東日本大震災による原子力発電所の事故により大量の放射能が飛散し、現在もその影響、特に福島県内にある8か所の児童養護施設の子どもたちの健康への影響が心配されています。児童養護施設の子どもたちは、親の養育の問題により家族の元に帰ることはできず、虐待等による様々な背景をもつために里親などの受け入れ先を見つけることは容易ではありません。子どもたちは、法律上は県の措置により入所しているため、避難したくても自らの意思で退所・転居することはできない状態です。

♥児童養護施設の除染の状況

児童養護施設は、子ども達が学校以外の全ての時間を過ごす生活の場です。児童養護施設には文部科学省のモニタリングポストが設置され、施設建物周囲の空間線量が常時表示されています。降積雪は飛散している放射性物質を地表に降下・遮蔽させていたようですが、雪解けと共にその効果はなくなり、現在は冬季よりも高い値を示しています。しかし公費の負担範囲や請負業者が決まらないことから、児童養護施設の除染はなかなか開始されませんでした。

高線量を示す地域に立地する児童養護施設 福島愛育園から、公的負担による除染がようやく開始されましたが、除染総額は数千万単位にのぼります。青葉学園の除染は2012年夏以降に予定されているため、それまではホットスポットを職員やボランティアによる部分的な除染でしのいでいる状態です。申請した場所は最終的に全額公的負担となりましたが、全敷地の除染を申請しなかった青葉学園では、一部は自己資金での除染が必要になっています。

♥児童養護施設の子どもに対する健康調査

児童養護施設の子どもたちの多くが、病気・障がいもっています。10歳以上の子どもの医療費は有料のため、施設の自己負担は相当額に登っていました。福島県では2012年10月より、18歳以下の医療費が無料化されることとなりましたが、単純に喜べない問題もあります。

福島県では県民健康管理調査として、甲状腺エコーや血液検査、ホールボディカウンター(内部被曝線量を体外から測定する検査)によるが実施されはじめ、原子力発電所に近い地域に住民票のある子どもから順に、受診案内が施設に送られています。現行法では、児童養護施設の児童は施設住所に住民票を移すことなく入所することとなっているため、入所児童の住民票の住所欄には入

所前の住所が記載されています。そのため原子力発電所に近い養護施設の子どもたちでも、住民票住所が原発に近くなければ、健康調査を早期に受けることはできません。また、ホールボディカウンターの検査案内は、住民票の住所に送られるため、児童養護施設に入所中の子どもは保護者が希望しない限り検査を受けられません。公費負担による甲状腺検査は2年毎と予定されています。加えて5mm以下の結節(しこり)と20mm以下の「う胞は経過観察」とされ、既に検査を受けた児童の保護者より不安の声が上がっています。公費負担による検査の結果について、セカンドオピニオン(他の機関の医師による診察等)を受ける場合は、もちろん自己負担(施設の負担)となります。

♥児童養護施設の子どもに対する被ばく量測定

2011年10月より、入所児童一人に対して大気中の放射線量を測定するガラスバッチ1つが配布されました。しかし、一本のガラスバッチで放射線量を測定できる期間は3か月のみです。首からぶら下げるガラスバッチを子どもが24時間携帯することは困難であり、正確な測定には程遠い状況でした。その後、地域の大気中の放射線量は変化しておらず、新たなガラスバッチの配布のための予算が確保されていても、7月現在配布されていません。

そこで本会にて日立アロカメディカル社のポケット線量計(1本約2万円)を2本購入し、beyond Xプロジェクトからの寄付13本と合わせて、まず施設内での生活による被曝量を測定することから始めています。このクリップ式で衣服に留める線量計も、子どもが常時携帯することは困難であると考えて、宿舍毎に職員が装着し、施設内での生活による累積被曝量を24時間継続して測定しています。測定を開始してから、ホットスポットではないと見過ごされていたある宿舍での被曝量が多いことがわかり、今後の被曝低減・除染計画の参考とする事ができました。

もうひとつの被曝量測定の為の活動として、本会へ頂いた寄付金の一部を利用し、入所児童と職員の尿中セシウム検査を開始いたしました。これは食物、呼吸から取り込んだ放射性物質のうちセシウム134と137が、尿中にどれくらい排出されるかを測る検査で、体内に残留している放射性物質の量を大まかに把握するものです。国内の検査機関では1回の検査について2リットルの尿が必要とされるため、子どもにとっては大変な負担となります。そこで「福島の高齢化原発を考える会(フクロウの会)」を通して500ccで検査できるフランスの機関を御紹介いただき、

子どもの検査を依頼することができました。6 月末日現在、青葉学園、福島愛育園の 2 施設で幼児 2 名、小学生 4 名、中高生 7 名、職員 29 名の検査を実施しています。検査結果をお知らせする際には、本会澤田が個別に検査データの読み方等の説明を加えてお返しし、内部被ばくを低減・予防する生活についてアドバイスも行っています。

♥青葉学園における食品放射能測定器

2012 年 3 月に国際協力 NGO センター(JANIC)の仲介により、食品・飲料の放射能を測定するための「食品放射能スクリーニングシステム」(食品の放射能測定器 以下ベクレル計)が、無償貸与されることとなりました。設置範囲の土地の除染、エアコン設置も含めた測定室建設費用 987,000 円は、本会澤田の働きかけにより、2012 年 3 月日本キリスト教海外医療協力会(JOCS)よりご支援を頂戴することができました。4 月から調理済みの食事を毎食測定して線量を確認しています。測定時間により検出限界(検出できる放射線量の下限值)が異なるため、福島市内で同様の機械で測定を行っている市民放射線測定所で方法の確認し、1 回あたりの測定時間を 30 分に調整しました。

測定時には食材をミキサーにかけた状態にしますので、終了後は廃棄せざるを得ません。必要な事とはいえ、1 日約 1000 円分の廃棄食材費は、年間で約 40 万円に上る計算となります。測定を始めてから同じ食材でも調理方法によっても値は異なることがわかってきました。児童養護施設では震災以来、努めて県外産の食材を調達しているため、現在のところ幸いにも放射性物質は検出されていません。1 日 3 回 1 食分の放射線量を測定することは、時間と労力に加え、強い意思がなければできないものです。安全な食材と調理法を見つけようと栄養士が日々大変な努力を続けています。

♥ 福島県の児童養護施設の子どもの健康を考える会 ♥

私どもは 2011 年 8 月に青葉学園を訪問して行った聞き取り調査をきっかけに、福島県内の児童養護施設の子どもたち・先生方の窮状を知り、子どもたちの健康を守るあらゆる活動を推進するべく「福島県の児童養護施設の子どもの健康を考える会」を立ち上げました。代表の澤田は具体的・実質的支援を展開するために、2012 年 4 月より福島市内に事務所兼自宅に居を移しました。活動を継続的に維持・発展させるため 5 月 21 日に NPO 法人設立総会を開催し、9 月に認可予定となっています。

本会へのお問合せ・ご支援は下記までお願い申し上げます。

♥事務所住所・連絡先 〒960-8055 福島市野田町 6-4-74-5メゾンオーブ C203
e-mail: fukujidou@yahoo.co.jp 電話:024-573-2939

♥ご支援先 銀行名:ゆうちょ銀行 店名:二二九店(店番号 229) 預金種目:当座
口座記号番号:02220-2-118684 口座名称:福島児童養護施設の子どもを考える会



考える会のマーク

♥ご寄付を頂きました。感謝申し上げます♥ (敬称略 順不同)

秋山道子 中島隆宏 張替直美 池田むつみ 澤田耕治 大畑美和子 吉田美樹 別宮千織 津山春香 鳴海喜代子 金子みどり 大井千鶴
名取智子 北村今日子 入江芽吹 池口佳子 徳永瑞子 長畑左樹子 大町敬子 犬塚茂生 川原啓美 西岡和代 高橋千治 嶋津琴音
村川佳代 小澤英輔 細谷たき子 舛岡泉 大橋正明 山崎慶子 牛尾幸世 武井めぐみ 内丸ちづこ 竹下マス子 武田祐子 西田志穂

♥リフレッシュローテーションの必要性と課題

諸外国では、夏季休暇等にあるチェルノブイリ災害地域の子どもたちを対象として、被ばく量低減を目的とした「リフレッシュローテーション」と呼ばれる転地療法プログラムを提供しています。これは放射性物質による汚染のない水や食物を提供できる地域に数週間程度滞在し、蓄積している体内の放射性物質の低減を図るものです。リクレーション活動を通して、心身のリフレッシュも期待できます。

福島県の児童養護施設の子どもたちにもこのようなプログラムが早急に必要ことは明白です。企業等のご招待による数日間の旅行もありますが、単発的なものとなっています。また、発達障害等のある子どもも含め、施設の子どもが集団で移動・宿泊し、見知らぬ土地で長期間安全に過ごすには、人的・物的資源が著しく不足しています。

♥ご協力をお願い申し上げます

児童養護施設の子どもたちの健康は、私達大人にゆだねられています。施設に入所している子ども達は、心身両面にわたる手厚いケアと暖かい養育が必要です。これらに加えて放射能に対する対策を講じるには、従来から不足しているといわれる職員のマンパワー(職員数は戦災孤児の養育を基準とした人数)ではとても対応しきれない状態です。さらにその対策も今後多岐に渡ることが予想され、長期的・継続的な支援を必要としています。現行法律下では児童養護施設に自己収入を得る方法はない上に、公的補償、除染補助等の助成やその内容は、十分とは言えません。お志ある皆様の格別のご協力をいただければ幸いです。

 **福島県の児童養護施設の子どもの健康を考える会**
代表 澤田和美(元武蔵野大学看護学部 教授)
丸 光恵(東京医科歯科大学国際看護開発学 教授)